

公 告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を行うので、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年1月15日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項等

- (1) 入札番号 役務132号
- (2) 業務名 令和7年度 焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗合タクシー運行業務委託
- (3) 根拠法令 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条
- (4) 運行形態 道路運送法施行規則第3条の3第3項に定める区域運行
- (5) 運行区域 別紙Aに示す「乗降場所」と「指定施設」間の範囲
- (6) 運行区間 次の2つに区分し、設定する。
 - ア 運行区間1 大覚寺1～焼津駅北口
 - イ 運行区間2 越後島団地～焼津駅北口
- (7) 契約期間 契約の日から令和8年3月31日まで
契約期間の内訳は次のとおりとする
 - ①準備期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
 - ②業務履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (8) 業務概要 運行区域の乗降場所と指定施設間の乗合旅客の輸送
詳細については、別紙仕様書に定める

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている、単体又は複数の事業者により構成される共同事業体であること。

- (1) 焼津市競争契約入札心得（役務）に定める入札に参加する資格のない者に該当していないこと。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）の許可を受けている者であること。
- (3) 法第40条の規定に基づく事業停止の期間中の者でないこと。
- (4) 焼津市内に営業所を有する者であること。

3 仕様書・申請書等の入手方法

- (1) 掲載期間 令和7年1月15日（水）～令和7年1月23日（木）

(2) 入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。

http://www.city.yaizu.lg.jp/g07-002/koukyou_koutuu/yaizuintademando/demando.html

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和7年1月16日（木）～令和7年1月23日（木）

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

(2) 申請方法 (4)及び(5)に規定する書類を各1部持参により提出すること。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 提出場所 焼津市本町二丁目16番32号（焼津市役所本館5階）

焼津市建設部道路課交通対策担当

電話:054-626-2166

(4) 提出書類その1

① 入札参加資格確認申請書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第2号様式）

② 法第4条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し

なお、①の様式については、焼津市ホームページに掲載する。

(5) 提出書類その2

次の書類を各1部提出すること。ただし、本件の入札参加資格確認申請を行う時点で焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に規定する有資格者名簿へ登録済みの者は、提出を要しない。

① 商業・法人登記の現在事項証明書又は履歴事項全部事項証明（発行日より3か月以内のもの。写し可）

② 終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し可）

③ 納税証明書（発行日より3か月以内のもの。写し可）

ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について、未納の税額がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3。写し可）

イ 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明する納税証明書（写し可）

・納税対象がない場合は提出を要しない。

・証明書入手にあたっては、次の要領を参照のうえ請求を行うこと。

焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）7(2)提出書類

④ 誓約書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第5号様式）

⑤ 代表者印の印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの。写し可）

⑥ 使用印鑑届兼委任状（焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）様式3号）

⑦ 会社要覧（任意提出）

・事業内容を要約したもので様式を問わない。

なお、③イの参照文書及び④の様式については焼津市ホームページに掲載する。

(6) 提出書類の扱い

- ① 作成費用は、申請者の負担とする。
- ② 申請者に無断で他の用途に使用しない。
- ③ 返却しない。
- ④ 公表しない。
- ⑤ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認結果

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年1月24日（金）までに入札参加資格確認通知書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第6号様式）によりファクシミリにて通知する。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 受付期限 令和7年1月27日（月）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市建設部道路課交通対策担当
ファクシミリ：054-626-9416
- ③ 回 答 令和7年1月28日（火）までにファクシミリにて行う。

6 仕様書等に関する質問等

(1) 受付期間 令和7年1月16日（木）～令和7年1月23日（木）
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

(2) 受付方法 ファクシミリにて受け付ける（様式自由）。

(3) 送信先 焼津市建設部道路課交通対策担当
ファクシミリ：054-626-9416

(4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和7年1月24日（金）までに次の焼津市ホームページに掲載する。

http://www.city.yaizu.lg.jp/g07-002/koukyou_koutuu/yaizuintademando/demando.html

7 入札手続等

(1) 入札方法 紙入札により行う。なお入札執行回数は2回を限度とする。ただし、協議の上、郵送による入札とする場合がある。

(2) 入札日時 令和7年2月6日（木）午後2時

(3) 入札場所 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市役所5階 会議室5A

- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書、委任状（代理人が入札する場合）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 なし
- (8) 部分払 あり（8 委託料の支払い条件のとおり）
- (9) 入札書の金額記載 運行区画1と運行区画2の1運行当たりの合計金額を税抜きで記載すること。

(10) 入札の無効

無効となる入札は、焼津市競争契約入札心得（役務）に定めるところによる。なお、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

(11) 不落随意契約について

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内であった場合に契約者として決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

見積書を徴する回数は2回を限度とし、2回目においても決定しない場合は、次に安価な価格で入札した者から同様の手続きで見積書を徴するものとする。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続きを行う。

最高の価格で入札した者から見積書を徴しても、なお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了する。

- (12) 入札執行担当 焼津市建設部道路課
電話:054-626-2166
ファクシミリ:054-626-9416

8 委託料の支払い条件

- (1) 業務履行期間の各月の業務履行確認後、請求を受けた日から30日以内に受託者の指定口座へ振り込むこととする。
- (2) 委託料は、業務履行期間に発生するものとし、業務履行期間前の準備期間中に発生した費用については、受託者の自己責任において負担するものとする。

9 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のものを当市ホームページに掲載するので、精読したうえで参加すること。
 - ① 焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成11年焼津市告示第40号）
 - ② 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）
 - ③ 焼津市競争契約入札心得（役務）

- ④ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱
 - ⑤ 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱
- (2) 照会窓口は次のとおりとする。
- 焼津市建設部道路課交通対策担当
焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本館5階
電話番号:054-626-2166
ファクシミリ:054-626-9416
E mail:douro@city.yaizu.lg.jp
- (3) 令和7年3月末までに、当該業務委託に係る道路運送法第4条許可（一般乗合旅客自動車運送事業）の申請手続きを確実に行うこと。